



平成 25 年（受）第 1239 号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大蔵高等裁判所平成 24 年（ネ）第 2488 号解約違約金条項使用差止請求、不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成 25 年 3 月 29 日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成 26 年 1 月 11 日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井龍子

裁判官 金築誠志

裁判官 白木勇



裁判官 山 浦 善 樹

裁判官 池 上 政 幸